

新型コロナウイルス感染症関連支援手続迅速化法案【概要】

現状・趣旨

新型コロナウイルス感染症に関連する各種支援について、申請等が対面でないと行えない、手続が複雑、支給までの時間がかかるなどの問題



支援を必要とする者がこれ迅速に受けられることができるようにするため、手続の迅速化に関し必要な事項を定める

法案の概要

対象となる「**新型コロナウイルス感染症関連支援**」

→ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延の防止のための措置が国民の生活・経済活動に及ぼす影響を緩和するために行われる、金銭給付、資金融通、債務保証、納税猶予、社会保険料の納付猶予その他の支援

<新型コロナウイルス感染症関連支援に係る手続の迅速化に関し公的支援機関等が講ずべき措置>

申請等の簡素化・迅速化

- オンラインで行うことができるよう必要な措置（効果に比して費用が過大な場合、支援の性質上困難な場合等を除く）
- 本人確認の簡易化（電子署名に限定しない）・入力方法の簡易化・入力情報の最小限化【オンライン申請等の場合】
- 押印省略・本人確認の簡易化・提出書面の様式等の簡易化・提出書面の最小限化【非オンライン申請等の場合】
- 申請者等に対する援助（情報提供、専門家による助言、各種相談に総合的に応ずる体制整備等）

支援対象者

申請・契約の申込等

公的支援機関

【国・地方公共団体・特定支援機関（政府系金融機関など一定の特殊法人・認可法人・独法）】

支援の提供

支援の提供の迅速化

- 迅速に支援を提供するための体制整備（人的体制・連携体制の充実など）
- なりすましなどで他人に支援が提供された場合も本人を保護
- 迅速な支援の提供に資する観点から、支援事務を行う職員が負うべき責任を減免

※その他の支援を行う者（民間金融機関等）については、努力義務

※国は、地方公共団体、特定支援機関、その他の支援を行う者に対し情報提供、財政措置等を行う。 施行期日：公布の日